

中津川小学校大規模改造工事に係る入札参加申込の手引き

【共通事項】

- (1) 入札参加申込に必要な書類等は、さつま町ホームページ及びかごしま県市町村電子入札システムに掲載してある「中津川小学校大規模改造工事」の公告に添付してある様式をダウンロードして作成すること。
- (2) 書類を作成する際は、公告及び手引き等を熟読し、記載に間違いがないか、印鑑漏れ等がないか確認のうえ提出すること。
- (3) 入札参加申込等については、「かごしま県市町村電子入札システム」で行うため、共同企業体の代表者が、単体企業用として電子入札システムに利用者登録をしたICカードを使用すること。(さつま町への利用者登録がされていない場合は、令和6年4月4日(木)までに登録を終えること。)
- (4) 申請書及び申請関係書類の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。
- (6) 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

1 条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

- (1) 入札の参加申込ができる者は、公告日において令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者
- (2) 参加申込書は、特定建設工事共同企業体用を使用すること。
- (3) 申込者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名は、令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格審査申請書と同一のものを記入すること。
- (4) 押印は不要です。

2 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）

- (1) 協定書の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名は、参加申込書と同じ所在地等を記入すること。
- (2) 印鑑は、令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格審査申請時に提出された使用印鑑届に押印してあるものと同一の印を押印すること。
- (3) 協定書は、A4サイズの両面印刷で、割印を押印したものを1部提出すること。

3 建設業許可の写し

- (1) 共同企業体の代表者は、建築工事業に係る特定建設業の許可を有している者でなければ入札参加資格がないので留意すること。
- (2) 建設業許可書の写しは、入札参加申込日において許可の有効期限が切れていないか確認のうえ提出すること。
- (3) 共同企業体のすべての構成員のものを提出すること。

4 経営事項審査結果通知書の写し

- (1) 経営事項審査の有効期限は、審査基準日から1年7か月であるため、公告日において審査基準日が直近のものを提出すること。
- (2) 共同企業体のすべての構成員のものを提出すること。

5 配置予定技術者の届出書（様式第3号）

- (1) 配置予定技術者の保有資格並びに3か月以上雇用していることを証明できるものとして、次のような書類の写しを届出書にクリップ止めして提出すること。

なお、配置予定技術者は、建設業法に規定されている営業所における専任技術者は、本工事に配置できないので注意すること。

- (代表者) ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格者証
② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
③ 健康保険証 など
2名まで届出ができます。

- (構成員) ① 一級又は二級建築士、一級又は二級建築施工管理技士の資格者証
② 健康保険証 など

6 誓約書（様式第4号）

- (1) 誓約書は、特定建設工事共同企業体用を使用すること。
- (2) 誓約書の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名は、参加申込書と同じ所在地等を記入すること。
- (3) 印鑑は、令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格審査申請時に提出された使用印鑑届に押印してあるものと同一の印を押印すること。

7 委任状（様式第5号）

- (1) 委任状の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名は、参加申込書と同じ所在地等を記入すること。
- (2) 印鑑は、令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格審査申請時に提出された使用印鑑届に押印してあるものと同一の印を押印すること。
- (3) 委任状の有効期間の開始日は、特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の第4条に記載している成立日と同日であること。

8 使用印鑑届（様式第6号）

- (1) 印鑑については、共同企業体の代表者が、令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印してあるものと同一の印を押印すること。